

総務常任委員会

1 開 議 令和3年12月6日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第75号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第76号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

総務常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	菊	地	英	樹		出席
委員	伊	賀		純		出席
	鈴	木		隆		出席
	斎	藤	光	浩		出席
	君	島	孝	明		出席
	高	崎	和	夫		出席

当 局	総 合 政 策 部 長	斎 藤 達 朗	出席
	総 務 課 長	渡 邊 和 栄	出席
	財 務 部 長	高 橋 一 成	出席
	税 務 課 長	山 下 部 恵 美 子	出席

事務局	藤 田 一 之	出席
-----	---------	----

◎開 会

午前 9時57分 開会

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット資料のとおりであります。

当局の出席者は、斎藤総合政策部長、渡邊総務課長、高橋財務部長、山下部税務課長です。

◎議案第75号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第75号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（斎藤達朗君） 議案第75号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定については、組織改編を行うに当たり、関係部分を改正するものであります。

総務課長から説明をいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、26ページを御覧ください。

主な改正理由ですが、「財務部」の名称を「経営管理部」に改めるとともに、総務課を総合政策部から経営管理部に移管するため、関係する4つの条例を条立てにより改正するものとなっております。

まず、26ページは第1条関係としまして、大田原市行政組織条例では第2条は部の設置について規定しておりますが、「財務部」を「経営管理部」に改めます。

第3条では、各部の事務分掌について規定しており、総合政策部から総務課が経営管理部に移管することに伴い、経営管理部に議会、人事及び市の行政一般に関することを移管し、次のページにかけまして事務分掌の表記を見直します。

次の28ページを御覧ください。第2条関係としまして、大田原市議会委員会条例では、第2条は常任委員の所属等について規定しておりますが、第2項第1号、総務常任委員会、ア中「財務部」を「経営管理部」に改めます。

次の29ページを御覧ください。第3条関係としまして、大田原市特別職報酬等審議会条例では、第6条において審議会の庶務を規定しており、「総合政策部総務課」を「経営管理部総務課」に改めます。

次の30ページを御覧ください。第4条関係としまして、大田原市行政不服審査法施行条例では、第14条において審査会の庶務を規定しており、「総合政策部総務課」を「経営管理部総務課」に改めます。

24ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行する旨規定

いたします。

以上で議案第75号の説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩君） この組織改編のそもそもの目的と期待する効果を教えてください。

○委員長（櫻井潤一郎君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 組織改編につきましては、行政改革の一環として行政改革の年度別実施計画のほうでも目標を定めておきまして、行政のスリム化あるいは行政ニーズに沿った形での組織を毎年検討していくということで目標として定めております。それに基づきまして、来年度につきましても検討を行いました。今回、経営管理部を設置することになりますが、もともとは財務部のところに総務関係がございました。定員適正化計画を進めていく上で組織の見直しということなのですが、財政運営におきましては、人件費というのが重要な要素でありますことから、同じ経営管理部に置き、財政と総務ということで安定的な財政経営を目指すということで、今回見直しを行っております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） その関連なのですけれども、今回名称が経営という言葉が入りました。これは強い意思の表れかと思っております。何か事業を進めるような場合には、特に経営という言葉を使うと思うのですけれども、そういう面でももう少し詳しい趣旨、これを実はお伺いしたいと思うわけでありまして。

あわせて、行政の場合は総務、財務、人事というのは非常に重要な3つの要素になっているのですけれども、これは一本化するという意味でも、何か趣旨なり意思があるのかなと思っておりますので、ほかの自治体の状況も含めて併せて説明いただければと思います。

○委員長（櫻井潤一郎君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） まず、先ほどの繰り返しになってしまうのですが、鈴木委員もおっしゃったように総務、人事、財政というのは重要な内容ということになりますので、今回それを経営管理部の中に集約するということになります。

また、名称につきましても、県もそうなのですが、経営管理部という名称を使って同じような組織を組んでいるということ。あるいは県内におきましては、名称は異なるのですが、那須塩原市、真岡市、下野市では、財政と人事が同じ部内に置かれているということになっております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 先ほど、給与の話がちよっとありました。実際、26ページの事務分掌の規定上なのですけれども、人事の部分は確かに移ったということで分かるのですが、給与と福利厚生、これは3条の第3号（3）のところなのですけれども、給与と福利厚生の記載のところが削るということになっていきますので、これはどっちのほうに移っていくのかというのを確認させてください。

○委員長（櫻井潤一郎君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 総務課の今予定しているのが、総務課は経営管理部に移るということで、その

うちの秘書部分、これはそのまま総合政策部に残すということで今進めております。経営管理部の中の新旧対照表でいきますと（１）のところに議会、人事及び市の財政一般に関するということで、この中に含むという形で考えております。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 給与と福利厚生のところについてお答えいただきたいと思います。

○委員長（櫻井潤一郎君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 人事のところ、こちらのところに含まれてきます。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第75号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

総合政策部長、総務課長はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

（執行部退席）

◎議案第76号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 続きまして、日程第2、議案第76号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（高橋一成君） 議案第76号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い改正するものでありまして、主な改正内容につきましては、個人市民税の非課税の範囲の見直し、寄附金税額控除の範囲の見直し及び医療費控除の特例期間の延長についてであり、関係部分を改正するものであります。

詳細につきましては税務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） それでは、議案第76号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット32ページ、改正条例、33ページの議案書補助資料を御覧ください。今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴いまして改正するもので、令和3年度税制改正に伴い3月専決した残りの部分でございます。

主な改正内容は、部長からご説明ありましたように個人市民税の非課税の範囲の見直し、寄附金税額控除の範囲の見直し及び医療費控除の特例期間の延長であります。

34ページ、新旧対照表を御覧ください。また、37ページの税条例改正趣旨もご参照ください。第24条は、個人の市民税の非課税の範囲について規定しておりますが、第2項において均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、扶養親族を16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するものであります。令和2年度税制改正において、国外居住親族について控除対象扶養親族の要件を厳格化し、令和3年度税制改正において、これを令和6年1月1日施行としたものでございます。

第34条の6は、寄附金税額控除について規定しておりますが、第1項において特定公益増進法人等に対する寄附金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を控除の対象から除外するものであり、35ページのとおり、第1号から第3号にその旨を明記するものでございます。市長が規則で定める特定公益増進法人は、大田原市税条例施行規則第13条の2で規定しております。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養申告書について規定しておりますが、第1項において34ページの24条の改正と同様に、扶養親族を16歳未満の者に限定するものでございます。

36ページは、附則の改正であります。第5条は個人の市民税の所得割の非課税の範囲等について規定しておりますが、第1項において所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、扶養親族を16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するものでございます。

第6条は、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定しておりますが、いわゆるセルフメディケーション税制を令和4年度までであったものを5年間延長し、令和9年度までと延長するものでございます。

続きまして、本条例を改正するための附則についてご説明いたしますので、32ページの議案書改正条例にお戻りいただきまして、第1条は施行期日を定めており、この条例は令和4年1月1日から施行するとしており、ただし第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行すると定めております。

第2条は、市民税に関する経過措置を定めております。

以上で議案第76号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

斎藤委員。

○委員（斎藤光浩君） 寄附金のところで出資に関する業務に充てられることが明らかなものというものは、具体的に言うとどのようなものかということと、これをどのように見分けるのかということを知りたいのですけれども。

○委員長（櫻井潤一郎君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） 特定公益法人とは、公益法人のうちの科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与するものについてでありまして、独立行政法人や地方独立行政

法人、公益社団法人及び公益財団法人、学校法人や準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、特別法により設立された法人を指すものでございます。こちらにつきましては、大田原市で言いますとシルバー人材センターでありますとかハーモニーホール、それから学校法人ですと国際医療福祉大学とか、そういった部類が入ってくるということになります。

税の公平性の観点から、出資業務に用途を指定した寄附金につきまして、用途を出資業務に限定して募集される寄附金については、優遇措置の対象外と今回はされたものでございます。

以上でございます。

(「確認」と言う人あり)

○税務課長(山下部恵美子君) 運営とか、そういった業務に出資する……

○委員長(櫻井潤一郎君) 斎藤委員。

○委員(斎藤光浩君) もうちょっと具体的に、そういう出資に関するところとわざわざ書いて寄附するということなのですね。そうではない場合は、出資ではなくて業務のほうの実際の業務、分からないですけども、何か備品を買うとか、そういうものに使うのだという解釈で分けるということですか。

○委員長(櫻井潤一郎君) 税務課長。

○税務課長(山下部恵美子君) そのとおりでございます。

○委員長(櫻井潤一郎君) 鈴木委員。

○委員(鈴木 隆君) 同じ寄附金控除なのですけども、これは個人市民税ではないかと思っておりますけれども、実際この寄附金控除、なかなか特定公益とか、市民の方が寄附する場合あまりないのではないかと思うのですけれども、実績いかがでしょうか。

○委員長(櫻井潤一郎君) 税務課長。

○税務課長(山下部恵美子君) 申し訳ありません。今日は資料を持ってきておりませんので、後日回答させていただきます。

○委員長(櫻井潤一郎君) 鈴木委員。

○委員(鈴木 隆君) もう一つ、セルフメディケーション税制なのですけども、こちらのほうは多分医療費控除、具体的には個人市民税の話がありましたので、その関連であろうかということで理解しておりますけれども、この税制自身新しいものですので、通常の医療費の控除を選択するのか、こちらのほうの医薬品の関係を選択するのかということで微妙なところもあるかと思っておりますけれども、市税の収入の増額、あまり変更ないのではないかと思うのですけれども、どのようにお見込みになっているか、分かる範囲で結構です。教えてください。

○委員長(櫻井潤一郎君) 税務課長。

○税務課長(山下部恵美子君) 医療費控除に限定してその金額は算出はしておりませんが、市民の皆様からすると、1万2,000円を超えて例えば市の健康診断であるとか人間ドックとか、それから企業が実施いたします健康診断を受けていらっしゃるって医療品を購入なさっている方については、対象になりますので、そういう方にとっては有効なのかなと思っております。収入の部分で特化しては算出しておりません。

以上でございます。

○委員長(櫻井潤一郎君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第76号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第76号 大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすること
に決しました。

ありがとうございました。財務部長、税務課長、退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

(執行部退席)

○委員長(櫻井潤一郎君) 以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長(櫻井潤一郎君) 次に、日程第5、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題と
いたします。

この案件につきましては、タブレットにあります調査事件につきまして議会閉会中に継続調査をしたい
旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。同意す
ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(櫻井潤一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の議会閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり、議長に申
し出ることといたします。

◎散 会

○委員長(櫻井潤一郎君) 以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様のご協力を賜りまして、無事終了できましたこと、御礼申し上げます。ありがとうございました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

午前10時23分 散会